(1)

令和３年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

愛媛県選挙管理委員会

最高裁判所判事 深山卓也（みやま たくや）

昭和二九年九月二日生

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和五七年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、函館地家裁、公害等調整委員会事務局に勤務。
平成 四年 四月 判事任官 以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。
二三年 一月 東京地裁判事部総括
二四年 九月 法務省民事局長
二七年一〇月 東京高裁判事部総括
二八年 二月 さいたま地裁所長
二九年 三月 東京高裁長官
三〇年 一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成三〇年一二月一九日 大法廷判決
平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものということはできない（多数意見）。

二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決
タクシー労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることもあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない（全員一致、裁判長）。

三 令和二年一一月一八日 大法廷判決
令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたということはできない（多数意見）。

四 令和三年二月二四日 大法廷判決
市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）。

五 令和三年五月一七日 第一小法廷判決
労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。
石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を建材に表示すべき義務を怠ったなどの判決で示す事情の下では、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した大工らに対し、民法七一九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定
夫婦が夫又は妻の氏のいずれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え

最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。

最高裁判所判事 岡正晶（おか まさあき）

昭和三一年二月二〇日生

略歴

香川県綾歌郡（現高松市）国分寺町という段々状の小さな田んぼが連なる山あいののどかな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれ育ち、同町立国分寺南部小学校、同町立国分寺中学校（軟式テニス部）を経て、香川県立高松高等学校（バドミントン部）を卒業

昭和五五年 三月 東京大学法学部卒業
同 年 四月 司法修習生（三四期、大阪で実務修習）
五七年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成一六年 六月 株式会社ニフコ社外監査役
一七年一〇月 東京大学法科大学院講師（倒産処理研究）
二〇年 四月 第一東京弁護士会副会長
二一年一一月 法務省法制審議会民法（債権関係）部会委員
二二年 七月 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員長
二三年 六月 全国農業協同組合連合会経営管理委員
二六年 四月 事業再生研究機構代表理事
二七年 四月 日本弁護士連合会副会長
同 年 同月 第一東京弁護士会会長
同 年 六月 株式会社三井住友銀行社外監査役
二八年 八月 日本公認会計士協会品質管理審議会委員
三〇年 六月 住友生命保険相互会社社外取締役
令和 元年 六月 株式会社三井住友銀行社外取締役
三年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常に念頭に置き、仕事をするときの根本原理とします。
そして、従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立」はするが独善に陥らないよう常に自戒し、「職権」行使に当たっては「記録・資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深みのある熟議を尽くす」ことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。
また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に全うします。

趣味など

ここ三年くらいですが、山歩き（トレッキング）を、シーズンには月二回を目標に楽しんでいます。丹沢・箱根・奥多摩・秩父など関東周辺の山が中心ですが、羊蹄山・斜里岳・羅臼岳・屋久島（縄文杉）・妙高山なども印象に残っています。
三〇年以上続いているものとして、チューリップ（毎年一〇〇個くらい植えます）、バラ（今の黒バラはパパメイアン）、嵯峨菊を定番としたプランターでの花栽培があります。二〇二一年は、余った種をプランターまわりの地面にばらまいたところ、朝顔が大群生しました。
弁護士時代、日本民事訴訟法学会、租税法学会、金融法学会に加入し、研究報告もさせていただきました。

最高裁判所判事 宇賀克也（うが かつや）

昭和三〇年七月二一日生

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学（現・筑波大学）附属高等学校を卒業。

昭和五三年 三月 東京大学法学部卒業
同 年 四月 東京大学法学部助手
五六年 七月 東京大学法学部助教授
五八年 八月 ハーバード大学客員研究員
五九年 八月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員
平成 二年 七月 ハーバード大学客員教授
六年 八月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
一〇年 九月 ジョージタウン大学客員研究員
一三年 四月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任
同 年一〇月 日本公法学会理事
一六年 四月 東京大学公共政策大学院教授を兼担
一八年 七月 関税等不服審査会関税・知的財産分科会部会長
二二年 三月 総務省代表自治紛争処理委員
二三年一〇月 東アジア行政法学会理事
二六年 一月 IT総合戦略本部パーソナルデータに関する検討会座長
二六年 二月 内閣府独占禁止審査手続懇談会座長
同 年 三月 東京都情報公開・個人情報保護審議会会長
同 年 四月 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長
二八年 二月 人事院交流審査会会長
同 年 四月 国立国会図書館資料利用制限審査会会長
同 年一〇月 消費者庁消費者安全調査委員会委員長
三〇年 七月 内閣府公文書管理委員会委員長
三一年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和二年六月三〇日 第三小法廷判決
ふるさと納税制度に係る告示における寄附金の募集及び受領について定める部分は違法とした（全員一致）。

二 令和二年一一月一八日 大法廷判決
参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であったとする反対意見を述べた。

三 令和二年一一月二五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる（全員一致、補足意見付加）。

四 令和三年二月二二日 第三小法廷決定
再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきとの反対意見を述べた。

五 令和三年六月一五日 第三小法廷判決
刑事施設の被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報は、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象になるとした（全員一致、裁判長、補足意見付加）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定
夫婦同氏を義務付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項とする戸籍法七四条一号の規定は憲法二四条に違反するという反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法律学の研究教育に携わるとともに、審議会等で様々な法律・条例の制定・改正作業に従事してきました。これまでは、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していきたいと思います。

最高裁判所判事 堺徹（さかい とおる）

昭和三三年七月一七日生

略歴

和歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、中学校、和歌山県立田辺高校を経て、東京大学法学部を卒業

昭和五七年 四月 司法修習生
五九年 四月 検事任官
以後、札幌地検、札幌地検室蘭支部、大阪地検、大津地検、法務大臣官房司法法制調査部、東京地検八王子支部、東京地検の各検事、旭川地検次席検事、最高検事務取扱検事などとして勤務
平成二〇年 九月 東京地検交通部長
二二年 一月 東京地検公安部長
同 年 七月 東京地検特別捜査部長
二四年 七月 福島地検検事正
二五年 七月 東京地検次席検事
二六年 七月 東京高検次席検事
二八年 九月 東京地検検事正
二九年 九月 仙台高検検事長
三〇年 七月 次長検事
令和 二年 七月 東京高検検事長
三年 七月 退官
同 年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

私は、最高裁判所判事に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事案によっては社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所の判事の一人として、誠に重い責任を担っていることを常に意識しながら、緊張感をもって職務に当たっています。
最高裁判所判事に任官する以前は、主として検察の現場で検察官として刑事事件に携わりました。複雑困難な事件の捜査・公判に関与する中で、事件の真相解明に必要な専門的知識を獲得してきたのみならず、会社など組織の有り様や事件の背景となった様々な事柄に関しても学ぶとともに、検察官として最善の判断に達するためにいろいろな観点から考え、知恵を絞ってきました。
最高裁判所は変化が著しい現代社会において、種々の視点から検討を行い、紛争解決のために適正妥当な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁判所判事の職務に生かすことによって、この重い職責を果たし、公平・公正で紛争解決として妥当な裁判を実現して国民からの期待と信頼に応えたいと思っています。
そのためにも事件の当事者の言い分に十分耳を傾けるとともに、同僚の最高裁判所判事との評議の中で思考を深めながら、学び続ける意識と謙虚な姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいと考えています。

（審査公報の掲載文は、審査に付される裁判官から提出されたものです。）

(2)

令和３年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

愛媛県選挙管理委員会

最高裁判所判事 林道晴（はやし みちはる）

昭和三二年八月三一日生

略歴

東京都生まれ、同所で過ごす。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業

昭和五五年 四月 司法修習生
五七年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁民事局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌家地裁に勤務
平成 四年 四月 判事任官 以後、東京地裁、最高裁民事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事（部総括）、司法研修所教官、同事務局長を務める。
二一年 八月 最高裁民事局長兼行政局長
二二年 七月 同経理局長
二五年 三月 静岡地裁所長
二六年 九月 東京高裁判事（部総括）
同 年一一月 最高裁首席調査官
三〇年 一月 東京高裁長官
令和 元年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和二年三月二四日 第三小法廷決定
文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けてした当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であって当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。

二 令和二年一一月一八日 大法廷判決
令和元年七月二一日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、同規定が憲法一四条一項等に違反するに至っていたということはできない（多数意見）。

三 令和二年一一月二五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。

四 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定
（いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法がある（多数意見、裁判長）。

五 令和三年七月三〇日 第三小法廷判決
違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていきたいと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしています。いまだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。

最高裁判所判事 岡村和美（おかむら かずみ）

昭和三二年一二月二三日生

略歴

東京都生まれ。荒川区立尾久宮前小学校・尾久八幡中学校、都立白鷗高校、早稲田大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修士課程修了。

昭和五六年 四月 司法修習生
五八年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成 元年 三月 米国ニューヨーク州弁護士登録
一二年 五月 検事に任命。その後、法務省刑事局国際課長、法務省大臣官房参事官、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際・情報総括官、最高検察庁検事などを務める。
二六年 七月 法務省人権擁護局長
二八年 八月 消費者庁長官
令和 元年一〇月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和二年一〇月二三日 第二小法廷判決
参議院（比例代表選出）議員の選挙について、いわゆる特定枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三条一項等に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。

二 令和二年一一月一八日 大法廷判決
令和元年七月施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえず、同規定は憲法一四条一項等に違反するに至っていたとはいえないとした（多数意見）。

三 令和二年一一月二五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるとした（全員一致）。

四 令和三年二月一日 第二小法廷決定
電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約の締約国に所在し、同記録を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査共助によることなく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行うことは許されるとした（全員一致）。

五 令和三年二月二四日 大法廷判決
市長が都市公園内の国公有地上に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に該当するとした（多数意見）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定
夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称するとする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法七四条一号の各規定は憲法二四条に違反して無効であるとはいえないとし、夫婦の氏に関する法制度については、国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するとした（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事として、日々、重大な責任を感じております。
価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増え、また、社会の複雑化・科学技術の進展等にともない、新しい法的問題も生じています。このような課題について、行政機関での執務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、より妥当な判断に至りたいと考えております。
これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります。

最高裁判所判事 三浦守（みうら まもる）

昭和三一年一〇月二三日生

略歴

兵庫県神戸市に生まれ、東京都大田区、小平市等で過ごす。麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。

昭和五七年 四月 検事に任命。以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検、長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省刑事局刑事法制課長、法務省大臣官房審議官等を務める。
平成二一年 七月 那覇地検検事正 その後、最高検検事
二二年一二月 法務省矯正局長
二五年 一月 最高検監察指導部長 その後、同公判部長
二七年一二月 札幌高検検事長
二九年 四月 大阪高検検事長
三〇年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和元年九月一三日 第二小法廷判決
諫早湾における潮受堤防の排水門の開放を命じた確定判決に対する国の請求異議について、前訴時の共同漁業権に係る請求権の消滅のみでは異議事由にならないとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致）。

二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決
トラック運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により第三者に損害を加え、これを賠償した事案において、相当と認められる額について、会社に対して求償することができるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、補足意見付加）。

三 令和二年一一月一八日 大法廷判決
最大較差三・〇〇倍の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定について、合憲状態・合憲とした多数意見に対し、投票価値の不均衡は違憲状態にあったとする意見を付した。

四 令和三年二月二四日 大法廷判決
市が管理する都市公園内に孔子等を祀った施設を所有する法人に対し、その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は、憲法二〇条三項に違反するとした（多数意見）。

五 令和三年四月二六日 第二小法廷判決
集団予防接種等によってB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その再発の時が除斥期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、裁判長、補足意見付加）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定
夫婦同氏制を採用する民法等の規定を合憲として抗告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないことは憲法二四条に違反するとの意見を付した。

裁判官としての心構え

司法は、国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです。時代とともに、社会の在り方等が変化する中で、様々な問題や困難も生じており、法の支配と個人の権利利益の救済という、司法が担う責任の重さを痛感しています。一つ一つの事件について、誠実に、事実を見定め、公平で公正な判断を目指したいと思います。
そのためには、高い壇の上から見下ろすという姿勢ではなく、それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾けることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自らの良心に問いかけながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い洞察を行うことができるように、今後とも研鑽を重ねたいと思います。

最高裁判所判事 草野耕一（くさの こういち）

昭和三〇年三月二二日生

略歴

千葉県千葉市生まれ。千葉大附属小・附属中、県立千葉高を経て

昭和五三年 三月 東京大学法学部卒業、四月司法修習生
五五年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
六一年 ハーバード大学修士（LL．M．）
平成一六年 西村あさひ法律事務所（当時の名称「西村ときわ法律事務所」）代表パートナー
一九年 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
二五年 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
二六年 ハーバード大学法科大学院客員教授
三〇年 東京大学博士（法学）
三一年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和元年九月一三日 第二小法廷判決
漁業権に基づく潮受堤防排水門の開門請求に対する請求異議を認容した原判決を破棄した多数意見の結論に賛同しつつ大要以下の内容の意見を述べた。（経済的利益を化体した権利（漁業権はこれにあたる）に基づく物権的請求権の行使は、①権利侵害を除去するために要する費用が除去することによって回避できる損害額を上回り、かつ、②請求権者が被った損害（将来被る損害を含む）が全額弁償されている場合には、別段の事由がない限り、権利濫用の法理によって抑止されるべきである。）

二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決（裁判長）
運送会社の従業員（トラック運転手）が就労中に起こした交通事故に関して当該従業員が被害者に対して賠償金を支払った場合にはその金額の全部又は一部を会社に対して求償し得るとする法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。（求償権の被請求者が大手上場会社であり、請求者が同社専従の従業員である場合、被請求者は支払われた賠償金の大半を負担すべきであり、全額を負担すべき場合もあるであろう。なぜならば、賠償金の支払いを当該従業員の私的負担とすれば同人に著しい不利益が生じるのに対して、多数の運転手を用いて運送事業を営む会社は変動係数の小さい確率分布に従う偶発的財務事象としてこれに合理的に対応することが可能であり、さらに、当該会社の最終的な利益帰属主体である同社の株主は分散投資を行うことによって自らが負担するリスクを自己の選好に応じて調整することが可能だからである。）

三 令和二年九月一六日 第二小法廷決定（裁判長）
業としてタトゥーの施術を行うことが医師法違反となるか否かが問われた事件において、医師法違反にはならないとする法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。（タトゥーの施術が医行為にあたるという解釈をとればタトゥーの施術を業として行う者は本邦から消失する可能性が高い。しかしながら、健全な動機からタトゥーの施術を求める者も少なくないことを考えると（公共空間におけるタトゥーの露出の可否については議論を深める余地はあるとしても）タトゥーの施術に対する需要そのものを否定すべきいわれはなく、そのような需要が満たされることのない社会を強制的に作り出すような法解釈を行うことは福利の最大化という立法の理念に反している。）

四 その他の主要な裁判
参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年一一月一八日大法廷判決及び選択的夫婦別氏制を採用しない現行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和三年六月二三日大法廷決定において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、人々の行動が変われば社会のありようが変わります。司法にはこのような働きがあることを心に刻み、微力ながら、豊かで公正で寛容な社会の形成に資する判決・決定の作成に傾注したいと考えています。

（審査公報の掲載文は、審査に付される裁判官から提出されたものです。）

(3)
令和３年10月31日執行
最高裁判所裁判官国民審査公報　愛媛県選挙管理委員会

渡邉惠理子（わたなべ えりこ）最高裁判所判事

安浪亮介（やすなみ りょうすけ）最高裁判所判事

長嶺安政（ながみね やすまさ）最高裁判所判事

衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査
投票日 10月31日(日)

この審査公報には、審査に付される裁判官の氏名、生年月日及び経歴並びに最高裁判所において関与した主要な裁判その他審査に関し参考となるべき事項が掲載されています。

愛媛県選挙管理委員会
詳しくは 愛媛県選挙管理委員会 で 検索

（審査公報の掲載文は、審査に付される裁判官から提出されたものです。）

最高裁判所裁判官国民審査について

国民審査の投票用紙には、

○やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に × を書いてください。

○やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月31日(日)

投票時間は **午前7時から午後8時まで**（一部地域を除く。）

◎投票用紙の色は、次のとおりです。
小選挙区　あさぎ色（薄い水色）
比例代表　薄い桃色
国民審査　うぐいす色（薄い緑色）

新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

期日前投票は、10月30日(土)まで

愛媛県選挙管理委員会

詳しくは 愛媛県選挙管理委員会 で 検索